



国家資格に直結するものと誤認しやすい民間団体の実施する講習等について（通知）

技術基準の種類：例規
通知日：昭和61年1月30日

受号外
昭和61年1月30日

別記殿

（鳥取県）土木部長

国家資格に直結するものと誤認しやすい民間
団体の実施する講習等について（通知）

財団法人全国建設研修センター等で実施される技術検定関連の試験・研修の案内については、日ごろ協力をお願いしているところですが、このたび、標記について建設省建設経済局建設業課長及び同住宅局建築指導課長から別添写しのとおり通知がありました。

ついては、この問題に対し、関係者への御指導方よろしくをお願いします。

建設省経建発第8号
建設省住指発第15号
昭和61年1月21日

鳥取県
土木部長殿

建設省建設経済局建設業課長
建設省住宅局建築指導課長

国家資格に直結するものと誤認しやすい民間
団体の実施する講習等について

標記に関し、昭和59年5月31日付け建設省計建発第121号及び建設省住指発第194号により、御指導をお願いしているところであるが、依然として、国が実施する資格の名称を表示し、これに直接関係すると誤認させる内容で講習会等の受講の勧誘を行い、これを主催する民間団体と申込みをした者との間で諸々のトラブルを起こしている例がみられる。

また、先般、広島県において行政書士法違反で逮捕処分された事例に見られるように、行政書士の資格を持たない者が試験等の申請書の作成を代行し、一部その申請書の内容に適正を欠く記述を行い、申込みをした者に不利益をもたらしている例もある。

このような事例が跡を絶たない原因は、勧誘者が国又は地方公共団体の名称を使用し、電話、ダイレクトメール等により申込みの期限が迫っているとの印象を与えるなど巧みな方法で相手を信用させている点、また、勧誘を受ける者が国家資格についての知識が十分でないため安易に申込みをする点にあると思われる。

ついては、これらの問題の発生を防止するため、貴管下市町村及び建設業者団体に対して、下記により御指導に当たられるよう協力をお願いする。

記

1. 建設業法に基づく国家資格
 - (1) 技術検定（建設機械施工、土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理）は、建設業法第27条に基づき実施するものであり、この技術検定に係る試験は、建設省及び建設業法施行令第27条の6に基づく告示により指定された機関が実施している（別紙-1参照）。
 - (2) (1)の試験には、次の2つがある。
 - 1) 全国一斉に試験を実施するもの
 - 2) 一定期間の研修を行い修了試験を実施するもの
 - (3) (2)の試験に合格しても、直ちに有資格者とはならず、試験に合格した後、指定する期間に建設省に申請して始めて有資格者となる。
 - (4) 技術検定に係る試験及び研修の申込受付は、原則として毎年度当初（4～6月頃）に1回実施するものであり、年間を通して行っているものではない。
したがって、翌年度に係るものを前年度に受け付

けることはない。

また、試験及び研修の実施時期、方法等については、実施機関の告示又は広告によることとし、これらを官報掲載あるいはポスターによる掲示等によって案内しているものであり、各個人あてに電話、ダイレクトメール等によって直接に案内を行っているものではない。

(5) 申込書は、自己の経歴等を記入するもので、本人で簡単に作成できるものである。

2. 建築士法に基づく国家資格

(1) 一級建築士試験は、建築士法第13条に基づき建設大臣が実施するものであり、試験の実施に関する事務は、同法第15条の2に基づき指定された機関が行っている(別紙-2参照)。

(2) 二級建築士試験及び木造建築士試験は、建築士法第13条に基づき都道府県知事が実施するものであり、試験の実施に関する事務は、本年から、同法第15条の17に基づき指定された機関が行う(別紙-2参照)。

(3) 建築士試験においては、講習等の受講により試験が免除される制度はない。

(4) (1)及び(2)の試験に合格しても、直ちに有資格者とはならず、一般建築士になろうとする者は建設大臣の免許を、二級建築士及び木造建築士になろうとする者は試験に合格したその都道府県知事の免許を受けなければならない。

(5) 昨年11月、建築士法第20条第3項に規定する建築設備資格者が告示により定められたが、同資格者となるための建築設備士試験及び建築設備士講習は、告示により指定された機関が本年より実施する(別紙-2参照)

(6) (1)、(2)及び(5)の試験又は講習の実施時期、方法等については、実施機関が試験案内書又は講習案内書を配布するほか、広告、ポスターによる掲示等によつて案内するものであり、各個人あてに電話、ダイレクトメール等によつて直接に勧誘や案内を行うものではない。

(別紙 - 1)

建設業法に基づく国家資格

検 定 種 目	級 別	試 験 区 分	試 験 実 施 機 関
建設機械施工	1 級	学 科	建設省建設経済局建設機械課
		実 地	
	2 級	学 科	財団法人 全国建設研修センター
		実 地	
土木施工管理	1 級	学 科	建設省建設大臣官房技術調査室
		実 地	
建築施工管理	2 級	学 科	財団法人 全国建設研修センター
		実 地	
	1 級	学 科	
		実 地	
管工事施工管理	2 級	学 科	財団法人 建設業振興基金
		実 地	
	1 級	学 科	
		実 地	
造園施工管理	1 級	学 科	財団法人 全国建設研修センター
		実 地	
	2 級	学 科	
		実 地	
造園施工管理	1 級	学 科	財団法人 全国建設研修センター
		実 地	
	2 級	学 科	
		実 地	建設省都市局公園緑地課
	2 級	学 科	
		実 地	財団法人 全国建設研修センター

○財団法人全国建設研修センター
東京都千代田区永田町 1 - 11 - 35 全国町村会館内
電話 03 - 581 - 0138

○財団法人建設業振興基金
東京都港区虎ノ門 1 - 25 - 5 第34森ビル内
電話 03 - 502 - 6131

(別紙 - 2)

建築士法に基づく国家資格

試 験 種 目	試 験 区 分 等	試 験 実 施 機 関
一 級 建 築 士	学 科 設 計 製 図	財団法人 建築技術教育普及センター
二 級 建 築 士	学 科 設 計 製 図	財団法人 建築技術教育普及センター
木 造 建 築 士	学 科 設 計 製 図	財団法人 建築技術教育普及センター
建 築 設 備 資 格 者	建 築 設 備 学 科 士 試 験 設 計 製 図 口 述 試 験	財団法人 建築技術教育普及センター
	建 築 設 備 講 義 士 講 習 修 了 考 査	

○財団法人建築技術教育普及センター
東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政互助会琴平ビル内
電話03-5911-3951